

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
第921回（非公開会合）議事概要

1. 日時：令和2年11月17日（火）16時00分～17時20分

2. 場所：原子力規制委員会 原子力規制庁内会議室

3. 出席者：

原子力規制委員会 山中委員

原子力規制庁 山形緊急事態対策監、渡邊安全規制調整官、他7名

日本原子力発電株式会社 石坂常務取締役 他15名

4. 議題

(1) 日本原子力発電（株）東海第二発電所の特定重大事故等対処施設に係る審査について

(2) その他

5. 配布資料

資料1-1-1 東海第二発電所 特定重大事故等対処施設 耐津波設計について

資料1-1-2 東海第二発電所 設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等
対処施設）＜津波による損傷の防止（基準津波）＞

資料1-1-3 東海第二発電所 設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等
対処施設）補足説明資料＜津波による損傷の防止（基準津波）＞

資料1-2-1 東海第二発電所 特定重大事故等対処施設審査会合における指摘事項の回
答（耐震設計）

資料1-2-2 東海第二発電所 設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等
対処施設）補足説明資料＜地震による損傷の防止＞

資料1-3-1 東海第二発電所 特定重大事故等対処施設 緊急時制御室の居住性に係る
被ばく評価について

資料1-3-2 東海第二発電所 特定重大事故等対処施設 審査会合における指摘事項の
回答（緊急時制御室）

資料1-3-3 東海第二発電所 設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等
対処施設）補足説明資料＜緊急時制御室＞

資料1-4-1 東海第二発電所 特定重大事故等対処施設 特定重大事故等対処施設の効
果の評価において想定する事故シーケンスについて

6. 議事概要

(議題 1)

- (1) 日本原子力発電株式会社から、資料を用いて、東海第二発電所に係る特定重大事故等対処施設に関する津波による損傷の防止、地震による損傷の防止、緊急時制御室及び効果の評価について説明があった。
- (2) これに対し、原子力規制委員会は必要な指摘を行うとともに、今回の指摘に対する回答を含め、次回以降の審査会合等において引き続き審査を実施していく旨伝えた。
- (3) 日本原子力発電株式会社から、了解した旨の回答があった。
- (4) なお、事業者から対面での審査会合の開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」(令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配布資料)に基づき、対面で実施した。

以上